

## 1 思い出すこと、想像することが出発点です

中学生同士の、こんなやりとりから、スタートしましょう。

生徒A: オマエ、なんかしゃべり方、女みたいやなあ。コッチ(ほおに手をかざすポーズ)ちゃうん?  
 周囲のクラスメート: 笑。  
 生徒B: オレ、そんなキモいもんとちゃうわ(苦笑)。

取り立てて珍しくない、男子同士のじゃれ合いの一コマに思えますが、共有されている意識には注意を向ける必要があります。ここには、

- 1、男性であるにもかかわらず、しゃべり方が女性のようにだと、男性同性愛者かもしれないという認識がある。
- 2、男性同性愛者に対して、笑いの対象にして良いという認識がある。
- 3、男性同性愛者であると嫌疑をかけられたら、即座に否定するべきであるという認識がある。

といった共通理解が存在しています。

自ら生徒Aのような発言をした経験がある人は多くはないかもしれませんが、そうした指摘に対して笑った人、笑いはしないけれど取り立てて問題にせずやり過ごした人は多いのではないのでしょうか。

生徒Bが当事者でなかった場合、嫌疑を免れるために、強い否定の態度を取るのも、当たり前のような反応です。セクシュアル・マイノリティの当事者であった場合も、そのことが揶揄や嘲笑の対象になっている環境で、カミングアウトすることは到底できないので、否定せざるを得ません。曖昧な態度を取らずにきっぱりと否定しないと、以後、からかいの対象にされたり、いじめの標的になる危険性があることも、経験的に共有されていることかもしれません。

この、「冗談」めいたやりとりを通じて、クラスの生徒たちは、セクシュアル・マイノリティを笑いの対象にする差別を無意識のうちに内面化し、当事者は笑われることを回避しようと自他に嘘をつくことを余儀なくされ、そのことによって自身の性的指向や性自認を容認できず、自尊意識を損なうことにもつながります。

そこに、もう一つ、問いかけを加えてみましょう。

たまたまクラス担任の先生が、居合わせたとしたら、その先生はどういう態度を取るのでしょうか。即座に生徒Aの発言を注意したり、笑ったクラスメートに何がおかしいのか、なぜおかしいと感じるのかを問い返す先生を想像できますか。先生と一緒に笑ったり、さして重要な問題がないものとしてやり過ごした場合、生徒たちはAやBの態度や価値観を、「大人によって容認されたもの」と考えます。

きちんとした教育的指導がなされるべき場面ですが、残念なことながら、大多数の先生方にとって、その先生が生徒だった時も、教職を志して学んでいた学生の時も、そして教員になって学校現場で教え始めてからも、LGBT問題について学ぶ機会には恵まれていませんでした。よって、即座に十分な対応がとれずやりすごしてしまう、というのが現実ではないのでしょうか。

児童・生徒たちは、先生を含む周囲の大人たちの反応から人権意識を学ぶのは言うまでもありませんが、マス・メディアからも大きな影響を受けます。テレビやネットでは「オネエ」タレントが活躍し、バラエティ番組の中では、生徒Aが真似したくなるようなツッコミで笑いを誘うやりとりも珍しくありません。2017年に「保毛尾田保毛男(ほもおだほもお)」というキャラクターが30周年を記念するバラエティ番組で復活して物議をかもしたのは記憶に新しいところですが、笑いは人間が編み出した、暮らしを豊かにする重要な要素だからこそ、誰が何をどのように笑うにかについては、常に検証が必要です。

電通ダイバーシティラボの「LGBT調査2018結果報告」(<http://www.dentsu.co.jp/news/release/2019/0110-009728.html>)によれば、LGBT層の割合は8.9%で11人に1人。これは、40人学級に換算すると1クラスに3人から4人の当事者の児童・生徒がいることとなります。その子たちが過ごしやすい環境はまた、性役割意識に縛られず、個々人が「自分らしさ」を伸ばせる時空間でもあります。

この冊子を手にとって読み進めるみなさんの多くは、世代として、LGBT問題についてこれまで学ぶことがほぼ無く、周囲にカミングアウトした当事者も見当たらなかったかもしれません。しかしそれは、「いなかった」のではなく「安心して名乗り出られる環境ではなかった」と捉えるべきでしょう。大学で学ぶ今現在、学びをスタートし、教育現場に先生として出て行く際には、1クラスに3人から4人の当事者児童・生徒がおり、同僚の教職員にも同様に当事者がいる、という意識をもって臨んでほしいのです。その上で、どのようにしたら皆が過ごしやすい学校になるか、想像してください。

## 2 なぜ、SOGIハラスメントなのでしょうか？

まず、近年、新聞や雑誌、ネット上でも良く見かけるようになったことば——LGBTとは何か、おさらいをしておきましょう。このことばは、

**L**・・・Lesbianレズビアン(女性同性愛者)  
**G**・・・Gayゲイ(男性同性愛者)  
**B**・・・Bisexualバイセクシュアル(両性愛者)  
**T**・・・Transgenderトランスジェンダー(出生時の性が自身のアイデンティティと一致していない人、女性の身体に生まれたが性自認が男性であるFtMトランスジェンダー、男性の身体に生まれたが性自認が女性であるMtFトランスジェンダーがあります)

これらそれぞれの頭文字をとって、性的マイノリティを総称したことばが、LGBTです。性的マイノリティには、上記以外の、アセクシュアル(無性愛者)やXジェンダー(出生時に割り当てられた男女のどちらにも当てはまらない人)など、4タイプに収まりきれないものを表すQ(クイア、あるいはクエスチョニング)を加えて、LGBTQと表記することもあります。性的指向を表したLGBと、性自認を表したTを並置することで、それまで広く用いられていたセクシュアル・マイノリティという用語の構成要素が明確化される用語でもあります。欧米の運動の中で生まれた性的少数者を表すことばで、1990年代以降、メディアや人権関係の国際会議においても、広く用いられるようになりました。

これに対して、SOGIは、以下の頭文字をとった略称です。

**SO**・・・Sexual Orientation セクシュアル・オリエンテーション(性的指向)  
**GI**・・・Gender Identity ジェンダー・アイデンティティ(性自認)

性的少数者のみならず、全ての人々が持つ性をめぐる属性の問題として捉えなおされており、国連や各国の法制度においてはこの用語を冠した差別禁止法が作られています。ちなみに、2011年の国連人権理事会におけるSOGI人権決議で日本は賛同国に名を連ねています。

今日、日本国内でもSOGIハラスメントを禁止する法制度の整備を求める運動は盛んになってきました。運動の中軸をになっている団体「なくそう！SOGIハラ実行委員会」(<http://sogihara.com>)の、SOGIハラスメントの定義は、以下のようなものです。

好きになる人の性別(性的指向：Sexual Orientation)や自分がどの性別かという認識(性自認：Gender Identity)に関連して、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせを受けること。また、望まない性別での学校生活・職場での強制異動、採用拒否や解雇など、差別を受けて社会生活上の不利益を被ること。それらの悲惨なハラスメント・出来事全般を表す言葉

つまり、性的少数者のみならず、性的多数者においても、既存の性的指向や性自認について決めつけられたり疑われるなどのいやがらせを受けた際に、SOGIハラスメントであると申し立てをすることが出来る、普遍性をもった言葉なのです。

現実問題として、本人がカミングアウトする以外に、その人がLGBTであると他人に証明することは不可能です。にもかかわらず、『ピンクトライアングルの男たち—ナチ強制収容所を生き残ったあるゲイの記録 1939–1945』(ハインツ・ヘイガー、1997、パンドラ)で明らかにされたように、ゲイである嫌疑をかけられ強制収容所で処刑されるという出来事もありました。力を持つ側が、憶測によって恣意的に個人の性的指向を決めつけて排除したのです。

SOGIハラスメントとは、憶測に基づく当事者探しや、特定の個人を対象にしたものではない性的マイノリティに対する差別的な表現に対しても、それを行う者やそれを許す環境の管理者に対して、異議申し立てをすることが可能になる概念です。

かつて性的な嫌がらせは「女性差別」の一つとして捉えられていましたが、セクシュアル・ハラスメントという概念によって、男性も女性同様に被害者になり得ること、また性的な嫌がらせを環境として放置している責任者もその管理責任を問われることになりました。ちなみに、日本では、男女雇用機会均等法において1997年の改正の際にセクハラ防止配慮義務が加えられ、2006年の改正で配慮義務から措置義務へ、そして被害対象に男性が追加されています。こうした法制度の背景が備わる以前には、性的な嫌がらせがあってもそれに対して異議申し立てをする法的根拠がなく、上司や組織に苦情を訴えても、うやむやにされ勝ちでした。現在では、異議申し立てを組織内で受け付けて調査をしたり、再発防止のために研修活動を行うことが義務づけられるようになりました。

SOGIハラスメントに関しては、EUの加盟国すべてとオーストラリア、米国(州別)などの先進国で法律が制定されており、日本では「性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法制度のための全国連合会」(通称・LGBT法連合会)が中心になって法制度化が進められています。

世界の変化を踏まえるとき、日本の学校で、冒頭で挙げたような「冗談」がやりとりされているのは、悲しいことです。とはいえ、どんな場所も、知識と意思と想像力を持った人々が、過ごしやすい世界を目指して、目の前のことから少しずつ変えて行くほかありません。その人、になってください。

### 3 性自認および性的指向の困難解決のために

再び、質問です。

心の性と体の性が一致しない生徒から、スカートではなくスラックスを着用して学校生活を行いたいとの申し出がありました。その生徒の担任であるあなたは、どうしますか？

再文部科学省から、2015年4月30日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」の通知が各都道府県教育委員会などへ出されたことは、記憶に新しいでしょう。この通知は、「自殺総合対策大綱」(2012)を踏まえたものでした。

LGBT問題に向き合い、授業でも取り上げている私のところには、当事者である大学生たちが集まるのですが、そこで話題になるのは、その大学生たちが児童・生徒だったとき、自分とは何者なのかを考えつつ将来像を模索するのだが、学校生活自体も不安だらけの上に、今後自分は就職できるのか、家族は持てるのか、いつ親きょうだいに話をしようか、話をしたところで受け入れてもらえるのか等、自死を考えるほど追い詰められた、というものです。

心の性と体の性が一致しない生徒にとって、どのような制服を着用するのかは、自身がどちらの性で生きるのかの意思表示そのものです。女子はスカート、男子はスラックスと決まっている学校で、指定されている制服ではないものを着用したいと申請することは、すなわち全校生徒に向けてカミングアウト(自身の性自認や性的指向を公表すること)することでもあり、これが受け入れられるか否かは、その後の学園生活にとって大きな問題です。

担任の先生にとって、それは「わがまま」と一蹴できる問題でないのは明らかですが、校則がある以上、その申し出を実現するためには、学年会や管理職との粘り強い交渉が不可欠になります。

先に挙げた「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」はそうした場合の指標となるもので、LGBT法連合会が出している「性自認および性的指向の困難解決に向けた支援マニュアルガイドライン」の「II 教育」の項は「教室」「課外活動」「学校施設・設備」「事務・手続き」「授業」「進路指導」「相談」「養成課程」と場面に合わせて困難事例とその対応が紹介されており参考になります。今日では、東京都文京区や豊島区をはじめ、地方自治体も、性的指向・性自認の困難解決の指針を策定しているところもあります。

こうした先行する対応策を参照しつつ、解決策を見出して行くことになるのですが、ここでも重要になるのは、申し出た生徒に対して、どれくらい想像力を持って向き合えるかということです。性別に違和を感じ始めてからの不安な日々の中で、自分らしくあることへの葛藤を重ねてきた生徒にとって、話を聞き、相談に乗り、解決策を模索してくれる先生がいるということは、それだけで大きな救いです。実現が不可能だと判断すれば、登校を拒否したり、ドロップアウトしたかもしれない学校に対して、先生を通じて希望を見出そうとしているのです。知恵を出して、話し合いを重ねることで、先生や学校にできることは、たくさんあります。

私を訪ねてくれるLGBTの当事者学生たちは、有形無形のさまざまな支えを得た「生き残り(サバイバー)」だと感じるがあります。だからこそ、希望に満ちた大学生活を、貪欲に学び、伸び伸びと楽しんでほしいと思います。その姿が後進の児童・生徒たちのロール・モデルになり、安心と信頼でつながれた仲間や教師との関係の中で、まだまだ偏見も多く、法整備も途上の社会へ、羽ばたく自信を培うことになります。

SOGIハラスメントのない社会を創る担い手は、LGBT当事者のみならず、この社会を構成している全員です。「その人らしさ」を受け入れあう社会の実現に向けて、学校にできることを思い浮かべることから始めましょう。

---

#### 文献

特定非営利活動法人ReBit『ALLY TEACHER'S TOOL KIT』(中学生向け、2017)(小学校5・6年生向け、2018)→ホームページより取り寄せることができます。

前川喜平(2018)『教育の中のマイノリティを語る』明石書店。